

「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」

の保健体育審議会の答申についての検証

(スポーツ施設を中心として)

「The basis of advancing and expanding physical education  
and sports」

results of the discussion held by the board of physical education  
(With sports facilities as the center)

望月健一\*・橋本豊司\*\*・西山一行\*\*\*・川田儀博\*\*\*

Kenichi Motizuki, Toyozumi Hasishimoto,  
Kazuyuki Nishiyama, Yoshihiro Kawada

## 1 答申の内容

答申内容は、第1部・現状の問題点、第2部・施策となっている。

現状の問題点では、国民の健康や体力の現状、体育・スポーツ活動状況、スポーツ施設、体育・スポーツの組織、指導者、傷害補償の現状、体育・スポーツの資金、さらに関係省庁の諸施策まで、体育・スポーツをとりまく各種の条件の分析検討がなされている。

第2部・施策については、第1部の検討結果をうけ、国や地方公共団体が実施すべき施策の内容を示して、次の項目になっている。

- 1 スポーツ施設整備
- 2 スポーツ参加の推進
- 3 指導者の養成・確保と指導体制の確立
- 4 学校体育の充実
- 5 研究体制の整備
- 6 資金確保とその運用
- 7 関係省庁の協力体制の確立

## 2 体育・スポーツ施設の整備の答申内容

施設は国民が日常的に利用する施設、週末や休暇中等に利用する施設に分けて答申している。

日常生活で気軽に利用する所謂日常生活圏域における施設の整備基準数量とその整備方針等について次のような内容であった。

A 日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準（下表）

B 整備方針

整備方針として大要次のような項目をあげられている。

ア) 市町村では上記基準を参考として施設整備すること。

イ) 人口過密地域においては、土地の効率的利用のため、高層多層目型体育館、高層の建築や住宅団地には、スポーツ施設の付置が望ましい。

ウ) 都市再開発に当たっては、市街地内の公共

---

\*第1研究室

\*\*球技研究室

\*\*\*陸上研究室

\*\*\* 同

施設		人口規模			
		1万人	3万人	5万人	10万人
屋外運動場	運動広場	面積10,000㎡の運動広場 1か所	面積10,000㎡の運動広場 2か所	面積10,000㎡の運動広場 3か所	面積10,000㎡の運動広場 6か所
	コート	面積1,560㎡のコート 2か所	面積2,200㎡のコート 4か所	面積2,200㎡のコート 6か所	面積2,840㎡のコート 10か所
屋内運動場	体育館	床面積720㎡の体育館 1か所	床面積720㎡の体育館 2か所	床面積720㎡の体育館 3か所	床面積720㎡の体育館 5か所
	柔剣道場	床面積200㎡の柔剣道場 1か所	床面積300㎡の柔剣道場 1か所	床面積300㎡の柔剣道場 1か所	床面積400㎡の柔剣道場 1か所
プール		水面積400㎡のプール 1か所	水面積400㎡のプール 2か所	水面積400㎡のプール 3か所	水面積400㎡のプール 6か所

広場を拡大し、スポーツができるようつとめる。公園、緑地、河川敷にスポーツ施設を設けたり、道路や公共用地等を一定時間を限って、歩走、サイクリングなどに利用する措置が望ましい。

エ) 公民館、青年の家など社会教育関係施設や、国民宿舎、厚生福祉施設、勤労青少年ホーム等にスポーツ施設を付設する必要がある。

オ) 学校体育施設の地域住民への開放を推進すると共に、その施設が利用しやすいように更衣室、夜間照明、クラブハウス等を必要に応じて設ける必要がある。

等である。

### 3 答申における施設整備基準作成の手順

#### (I) スポーツ人口の推定

##### (A) 条件の設定

ア 小学校児童は原則として小学校施設を使うものとしてスポーツ人口の計算から除外

イ 中学、高校の運動クラブ員は、それぞれの学校の施設を使うものとして対象人口から除外

ウ 施設整備計画に考えられた対象は、中学、高校の非運動クラブ員と一般社会人の1週間あたりのスポーツ人口に必要な施設の整備基準を考えた。その場合、中学、高校生については週2回、一般社会人について週1回行な

うに必要な施設の整備基準を前提とした。

##### (B) 中・高校生のスポーツ人口の推定

ア 人口10万の都市における中学生、高校生のスポーツ人口（非運動クラブ員）の推定（昭和45年現在）

① 人口10万の都市における中学生、高校生の全人数

中学生	4,950人	} 計9,360人
高校生	4,410人	

② 中学生、高校生の運動部所属者と非所属者の人数（人口10万都市）

中学生	(4,950人)
高校生	(4,410人)
運動部所属者(%)	非所属者(%)
2,223人(44.9)	2,737人(55.1)
1,362人(30.9)	3,058人(69.1)

③ 運動部に所属しない中学生，高校生のスポーツ人口の推定

		中 学 生 (推定率) (N2737)		高 校 生 (推定率) (N3058)	
野 球		(17.1)	234	(1.6)	160
ソ フ ト		(12.4)	170	(3.0)	90
サ ッ カ ー		(2.5)	70	(1.0)	150
陸 上		(9.0)	246	(7.3)	223
バ レ ー ボ ー ル			484	(11.0)	340
テ ニ ス			312	(12.6)	385
卓 球		(11.9)	325	(9.3)	284
バ ト ミ ン ト ン		(2.3)	62	(2.5)	76
バ ス ケ ッ ト ボ ー ル		(10.4)	284	(7.6)	234
体 操		(4.0)	109	(4.4)	135
柔 道		(7.7)	105	(12.5)	190
剣 道		(7.5)	100	(7.5)	115
水 泳		(20.0)	547	(20.0)	611
			計 3,048		計 2,993

(注) 昭和60年のスポーツ人口

中 学 2,737人  
高 校 3,058人 > 計 5,795人 → 昭和60年の推定スポーツ人口 6,040人

(C) 1週間あたりの昭和60年における種目別推定スポーツ人口 (13才以上) (人口10万人につき)

種 目	(1) 1年間に 行ったもの の比率 (%)	(2) 1か月に 行ったもの の比率 (%)	(3) 1週間に 行ったもの の推定 (1か月× 1/2)(%)	(4) 今後やり たいもの の比率 (%)	(5) 1週間に 行うスポーツ 人口の推定比 率 (%)	(6) 実施年令 の範囲	(7) 人口10万人の都市における			
							対象年令 人 口	推定スポ ーツ人口	昭和45年 のスポ ーツ人口	
運動 広場	野 球	9.3	4.4	2.2	5.3	4.0	18~49歳	※2.4万人	960人	528人
	ソ フ ト ボ ー ル	6.7	2.8	1.4	2.9	2.4	18~49	※2.4	580	336
体 育 館	卓 球	9.1	3.3	1.6	0.1	1.7	18~49	4.9	830	784
	バ ド ミ ン ト ン	2.8	0.6	0.3	1.5	0.8	18~49	4.9	390	196
	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	1.4	0.4	0.2	0.6	0.4	18~49	3.8	150	76
	体 操 競 技	1.3	0.2	0.1	0.5	0.4	18~49	2.2	90	44
コ ー ト	バ レ ー ボ ー ル	6.0	2.0	1.0	3.3	2.1	18~49	4.9	1,030	490
	テ ニ ス	1.9	0.8	0.4	2.5	1.3	18~49	4.9	640	196
競 技 場	陸 上 競 技	3.0	0.5	0.3	0.7	0.6	18~49	4.9	290	196
柔 剣 道 場	柔 道	1.1	0.5	0.3	1.3	0.8	18~49	※2.4	190	96
	剣 道	0.7	0.3	0.2	0.6	0.4	18~49	※2.4	100	48
プ ー ル	水 泳	19.1		9.4	11.1	13.1	18~59	5.7	7,470	5,358
計							人口10万の都市にお ける18才以上の人口 数67,100人	12,720人 対象年令 人口に対 する比率 19.1	8,348人 対象年令 人口に対 する比率 12.4	

(注) 1. 総理府「スポーツに関する世論調査」昭和40年  
2. ※は男子のみ

(注) 水泳を除くと  
7.9 ←→ 4.5

(D) 1週間当りの種目別推定スポーツ人口（人口10万につき）と施設数

施設	種目	人口10万人の都市におけるスポーツ人口				人口10万人の都市におけるスポーツ人口に必要な施設数 (中・高校生は1週2回行うものとする。 社会人は1週1回行うものとする。)	昭和60年までに整備すべき施設数
		中・高校生の推定スポーツ人口			18歳以上の社会における推定スポーツ人口		
		中学	高校	計			
運動広場	野球、ソフトボール、サッカー、陸上競技	720	623	1,343	1,830	生徒1,343人×2回≒2,600人 社会人 ≒1,800人 4,400人 4,400人÷750人(1コマ75人×10コマ) = 5.86÷6	10,000㎡以上の運動広場 6か所
コート	バレーボール、テニス	796	725	1,521	1,670	生徒1,520人×2回≒3,000人 社会人 ≒1,700人 4,700人 4,700人-500人(4面50人×10コマ) = 9.4÷10	コートが4面とれる広さをもつもの(2,840㎡) 10か所
体育館	卓球、バドミントン、バスケットボール、体操	780	729	1,509	1,460	生徒1,509人×2回≒3,000人 社会人 ≒1,500人 4,500人 4,500人-900人(1コマ60人×15コマ) = 5.0	(720㎡) 5か所
柔剣道場	柔道、剣道	205	305	510	290	生徒510人×2回≒1,000人 社会人 ≒300人 1,300人 1,300人-1,200人(80人×15コマ) = 1	(400㎡) 1か所
プール	水泳	547	611	1,158	7,470	生徒1,158人×2回≒2,300人 社会人 ≒7,470人 9,770人 水泳人口9,770人のうち約1/3は海湖沼を利用するものと判断する。 9,770人×2/3-1,190人(1コマ70人×17コマ) ≒6	(400㎡) 6か所
計		3,048	2,993	6,041	12,720		

備考 1. 施設別のスポーツ人口は、その施設を使う種目の1週間当りの推定スポーツ人口をあわせたものである。  
2. 中、高校生については、約半数強のものが学校体育施設以外にも社会体育施設を使うものとしてそのスポーツ人口を推定した。  
なお、小学校以下の児童については、その日常活動に学校体育施設をあてることとした。  
3. 必要施設数の算定については、中、高校生は1週に2回、一般社会人は1週1回のスポーツ活動を行うに必要な施設数と施設の利用回数を考慮して算定した。

(注)

1. 面積 10,000㎡の運動広場

野球、ソフト、サッカー、陸上競技などに併用できる広さで、野球であれば1面、ソフトであれば2面、サッカー1面、陸上競技であれば200mのトラックと100mの直線コースがとれる広さ。

この答申では、野球とソフトを背中合せでやるとした場合の使用人数を基礎として計算した。

2. コート、バレーボールとテニスに専用コートを考えている。

テニスコートが4面とれる広さのコート

2,840㎡

バスケットボールコートが1面とれる広さのコート

720㎡

3. 体育館

卓球、バドミントン、バスケットボール、体操に兼用できることを前提としている。

(注) バスケットボールのコートが1面とれる広さであると

卓球台は4台

バドミントンは3面

バレーボールコートは2面

とれる広さ

4. 柔剣道場

① 床面積 400㎡の広さは、約240畳敷の広さ 1人3畳として約80人使用

5. プール 400㎡

25m×16mの水面積で、一定時間水中に約70人、プールサイド 140人合計 210人が使用

4 施設整備基準の見直し

前記答申が昭和47年末出され、地方公共団体やスポーツ関係者は、スポーツ施設の整備の国の基準が示されたことによって、非常に明るい見通しが立った。しかし昭和48年に第1次オイルショックがあり、国や地方公共団体の税収が減少し、スポーツ施設整備への予算支出にもかげりが見え出し、施設整備基準の見直しを望む声が出て来た。

一方、国民が日常生活のなかでスポーツを実施する者は年々増加の傾向をしている状況にかかみ、

文部省は昭和51年に「日常生活におけるスポーツ推進に関する調査のまとめの報告」を出し、市(区)町村が地域住民の日常的スポーツ活動を推進するための指針を示し、同時に、今後の公共スポーツ施設整備の内容を示して、時代の進展に応じられるようにした。

この施設整備の内容には、答申に施設数に加算されていなかった、学校体育施設のうち、定期的に開放する施設数を加味して新しい基準を示したことが大きな特長である。

これに併用して、従来からの学校体育施設を地域住民のスポーツの場として開放する施策が協力に進められるように、昭和51年に「学校体育施設開放事業推進について」の事務次官通達が出されている。この通達の特長は、従来学校長の責任で開放した学校体育施設を、教育委員会の責任で開放し、校長の管理責任をなくした点にある。これによって開放事業が大幅に増加して、地域住民のスポーツ活動の場が相当充足されるようになった。

新しいスポーツ施設整備の内容は次の通りである。

## 5 検 証

### ア) スポーツ人口

答申の場合、昭和60年に人口の約20%をスポーツ人口と推定したが、次の調査によってほぼこの推計は正しかったと思われる。

即ち、総理府のスポーツに関する世論調査のうち、スポーツクラブ又は同好会に加入している人は次のようになっている。(調査対象は20歳以上の男女である)昭和47年7%・昭和51年13%・昭和54年15%で、20歳以下のスポーツ人口を加えれば大概ね20%程度であろうと推定できるからである。

### イ) スポーツ施設

昭和55年、文部省の社会体育実態調査(体育・スポーツ施設調査)報告書によれば、5~10万人の市町の平均施設数(公共)は次のようになっている。

運動広場 4.9 体育館 2.6 コート 2.0 プール 1.7 である。

しかし、地域住民のスポーツ活動の場は、この公共スポーツ施設のほか、学校の開放された体育施設、地域の会社工場の施設で開放されたもの、営利の施設等である。

ここで5~10万の人口をもつ地方公共団体で学校体育施設がどの程度地域住民に利用できるかを試算してみよう。

市町村の公共スポーツ施設整備の内容

区 分		人口 3~5万人程度 の市	人口 6~10万人程度 の市	人口 30~50万人程度 の市	備 考
屋外運動場	運動広場	(か所) 2 ~ 3	(か所) 4 ~ 5	(か所) 24 ~ 25	野球、ソフトボール、サッカー等が行えるグラウンド面積10,000㎡程度のもの
	コ ー ト	1 ~ 2 (コート面数) (計6~7面)	3 ~ 4 (コート面数) (計12~14面)	16 ~ 17 (コート面数) (計64~66面)	テニス、バレーボール、バスケットボール等のコート
屋内運動場	体 育 館	} 1 ~ 2 体育館と柔剣 道場併用の施 設	2 ~ 3	14 ~ 15	床面積 720㎡程度以上のもの。
	柔 剣 道 場		1	2 ~ 3	床面積 400㎡程度以上のもの。
水 泳 プ ー ル		1 ~ 2	3 ~ 4	15 ~ 17	水面積 400㎡程度以上のもの。

- (注) 1 市町村は、管内小・中学校保育体育施設の開放施設を、当該公共施設数に補充、計上することができる。  
 2 施設数は、地域住民の約20%が週1~2回程度施設を利用してスポーツを行うに必要なものである。  
 (保健体育審議会答申=昭和47年=による。)



ウ) 学校の数

5～10万規模の公共団体のもつ学校数は、小学校17.4校、中学校7.5校、高等学校3.6校である。

これらの学校が体育施設を定期的（土曜日の午後及び日曜日等）に開放している率は昭和55年の文部省調査で示されている。

そこで次のような計算ができる。

運 動 場	学校段階	校 数	開放率	開放数	公共施設換算率	実 数	
	小学校	17.4	48.3%	8.40	0.214	1.80	
	中学校	7.5	43.1	3.23	〃	0.69	
	高 校	3.6	33.8	1.22	〃	0.26	
						計 2.75	
体 育 館	学校段階	校 数	保有率	開放率	開放数	公共施設換算率	実 数
	小学校	17.4	0.8	81.5%	11.34	0.214	2.43
	中学校	7.5	0.87	82.0	5.35	〃	1.14
	高 校	3.6	0.84	41.8	1.26	〃	0.27
						計 3.84	
プ ー ル	学校段階	校 数	保有率	長期休暇中 開 放 率	開放数	公共施設換算率	実 数
	小学校	17.4	0.6	84.0	8.77	0.5	4.38
	中学校	7.5	0.5	86.0	3.23	〃	1.61
	高 校	3.6	0.5	72.4	1.30	〃	0.65
						計 6.64	

(註) 公共施設換算率……開放率は1週のうち土、日等を定期的に開放している学校の事であり、土、日の開放は1週間1.5日使用できる。

したがって公共スポーツ施設に比較して、 $\frac{1.5日}{7日} = 0.214$ である。

プールの開放は長期休暇中であり、公共施設の換算率は0.5とした。公共体育施設と学校開放施を合算した5～10万人規模の公共団体の施設保有数の推計は次のようになる。

	公共施設 平均保有率 (S. 55年調査)	学校開放施設数	計
運動広場	4.9	2.75	7.65
体 育 館	2.6	3.84	6.44
プ ー ル	1.7	6.64	8.34
コ ー ト	2.0	—	—

昭和47年の答申に於けるスポーツ人口の推計及び施設整備基準を手直した、昭和51年の「日常生活におけるスポーツ推進に関する調査研究のま

とめの報告」は昭和60年の現在おおむね妥当な施設数であったと考えられる。